

阿見町エコ・ショップ制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内において、環境にやさしい商品の販売やごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗を「エコ・ショップ」として認定し、広く町民にPRすることにより、町民と事業者の連携のもと、循環型社会の構築に向け、環境にやさしいライフスタイルを確立することを目的とする。

(認定対象店)

第2条 エコ・ショップとして認定する店舗は、次の各号に掲げる取組のいずれかを実施している町内の小売店舗とする。

- (1) 環境にやさしい商品（エコマーク商品、再生品、省エネ機器等）の積極的な販売
- (2) リターナブル容器入り商品の販売促進
- (3) 環境にやさしい商品コーナーの設置
- (4) 包装紙の簡素化や無包装化の呼びかけなどの簡易包装の推進
- (5) レジ袋等の削減のための買物かご持参の促進
- (6) 取扱い商品の修理等の実施
- (7) 広告チラシ等への再生紙の使用
- (8) 空き缶の店頭回収の実施
- (9) 空きビンの店頭回収の実施
- (10) 紙パック容器の店頭回収の実施
- (11) トレイの店頭回収の実施
- (12) PETボトルの店頭回収の実施
- (13) その他ごみ減量化・リサイクル活動等環境に配慮した取組で町長が認めるもの

(認定申請)

第3条 エコ・ショップの認定を希望する小売店舗は、エコ・ショップ認定申請書（様式第1号）を、町長へ提出するものとする。

2 申請書は各店舗ごとに提出するものとする。

(認定)

第4条 前条の申請書の提出を受けた町長は、その内容を審査し、第2条の要件を満たしていると認めた場合は、当該店舗をエコ・ショップと認定し、エコ・ショップ認定証（様式第2号）、認定ステッカーを交付するものとする。

(エコ・ショップシンボルマークの利用)

第5条 エコ・ショップの認定を受けた小売店舗（以下「エコ・ショップ」という。）は、そのシンボルマークを利用した広告を行うことができる。

(協力内容等)

第6条 エコ・ショップは、第2条に掲げる取組のうち、当該認定に係る取組以外の取組にも積極的に努めるものとする。

(変更届)

第7条 エコ・ショップは、店舗名、取組内容等申請書の記載事項に変更があった場合は、遅滞なくエコ・ショップ変更届出書(様式第3号)を町長に届け出るものとする。

(認定の有効期間)

第8条 認定の有効期間は、認定を受けた日から3年間とする。

(認定の更新)

第9条 認定の更新を希望するエコ・ショップは、有効期間満了前30日までに、エコ・ショップ認定証を添えて町長に提出するものとする。

2 前項の更新申請書の提出を受けた町長は、その内容を審査し、第2条の要件を満たしていると認めた場合は、第4条の例によりエコ・ショップ認定証を交付するものとする。

3 第5条から前条まで並びに次条及び第11条の規定は、前項の規定により認定の更新を受けた場合について準用する。

(取組実施の要請及び認定取り消し)

第10条 町長は、その認定条件となった取組を実施していないエコ・ショップに対し、取組の実施を求めることができるものとする。

2 町長は、前項に求めに応じないエコ・ショップに対して、認定の取り消しをすることができるものとする。

(辞退届)

第11条 エコ・ショップの認定を辞退したい小売店舗は、エコ・ショップ辞退届出書(様式第5号)にエコ・ショップ認定証及び認定ステッカーを添えて町長に提出するものとする。

(施策の推進)

第12条 町長は、当該制度を町民等に周知するための施策を実施するとともに、エコ・ショップへの支援に努めるものとする。

2 町長は、当該制度を適正かつ円滑に運営するための体制の整備に努めるものとする。

付 則

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。